

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

「いじめの起こらない学校づくり」に向け、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめ類似行為やいじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

いじめを認知した場合には、速やかに県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に連絡し、援助を求めます。

本基本方針には、「新潟県立三条商業高等学校いじめ防止行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- 「生徒支援委員会」を組織し、様々な教育活動を通した未然防止・早期発見の対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、「いじめ防止対策委員会」が、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- いじめへの対応は、複数の教職員で行い、必ず保護者と連携して行います。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒ひとり一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒ひとり一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 分かる授業づくりを行うとともに、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫し、生徒の自尊感情を高めます。
- インターネットやSNSのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。また、家庭における使用についてもPTAと連携して啓発に努めます。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員ひとり一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応し、全教職員で情報を共有します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。